

メイリッチ10PS

メイリッチ10PS



赤糸をお引きください

動物用医薬品

アミノグリコシド系・ペニシリン系抗生物質製剤

要指示医薬品 指定 使用基準

メイリッチ[®] 10PS

20kg

製造販売元

meiji 明治アニマルヘルス株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番2号

2025年 3月改訂

承認指令書番号

13生畜第1202号

貯法 室温保存、密閉容器

販売開始

1968年 4月

製造番号：F10PSK

使用の期限：

〔本質の説明又は製造方法〕

メイリッチ10PSは、ベンジルペニシリンプロカインとストレプトマイシン硫酸塩を配合した飼料添加剤です。ペニシリンは *Penicillium* 属によって生産される抗生物質で、主としてグラム陽性菌に強い抗菌作用を示し、ストレプトマイシンは *Streptomyces* 属によって生産される抗生物質で、グラム陽性菌のほかにグラム陰性菌に強い抗菌作用を示します。抗菌スペクトルの互いに異なった2種の抗生物質の相乗作用により、感染症の治療にすぐれた効果を有します。

〔成分及び分量〕

本品1kg中
ベンジルペニシリンプロカイン 100,000,000 単位
ストレプトマイシン硫酸塩 300g(力価)

〔効能又は効果〕

適応症 豚：細菌性下痢症
鶏：ブドウ球菌症

〔用法及び用量〕

飼料1t当たり、本剤として下記の量を均一に混じて2～5日間終口投与する。

動物	飼料 1t 当たりの本剤の添加量 (kg)	飼料に対する本剤の添加率 (%)
豚	0.1～0.6	0.01～0.06
鶏(産卵鶏を除く。)	0.3～0.9	0.03～0.09

〔使用上の注意〕

(基本的事項)

1 守らなければならないこと

【一般的注意】

- (1) 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- (2) 本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- (3) 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを回復する投与は避けること。
- (4) 本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。
- (5) 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(豚、鶏(産卵鶏を除く。))について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。
豚：食用に供するために殺する前14日間
鶏(産卵鶏を除く。): 食用に供するために殺する前12日間

【使用者に対する注意】

- (1) 飼料等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないよう注意すること。

【取扱い及び廃棄のための注意】

- (1) 飼料によく混合してから使用すること。
- (2) 小児の手の届かないところに保管すること。
- (3) 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- (4) 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2 使用に際して気を付けること

【使用者に対する注意】

- (1) 誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- (2) アレルギー体質等で刺激を感じた時は、直ちに取扱いを中止すること。

【豚及び鶏に関する注意】

- (1) 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(専門的事項)

【重要な基本的注意】

- (1) 本剤の有効成分であるベンジルペニシリンは過敏症反応をまれに起こすことがあるので、投与前に使用経歴や反応の有無を調べ、陽性動物には投与を避けること。
- (2) 本剤の使用に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、適応症の治療上必要な最小限の投与に止めること。

【副作用】

- (1) 過敏症反応(発咳、嘔吐、ショック、発熱、発疹、蕁麻疹等)があらわれた場合は、ただちに投与を中止し、すぐに獣医師にかかること。強心剤、気管拡張剤、昇圧剤、抗ヒスタミン剤やコチゾン等の投与及び輸液、人工呼吸等の処置を行うこと。

注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること
注意—使用基準の定めるところにより使用すること

【製品情報お問い合わせ先】

明治アニマルヘルス株式会社
〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目9番2号
TEL：03(4332)1620 FAX：03(6699)7819 <https://www.vet.meiji.com/>

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記(製品情報お問い合わせ先)に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

添付文書情報



>PE<

F10PSK-B
2503

